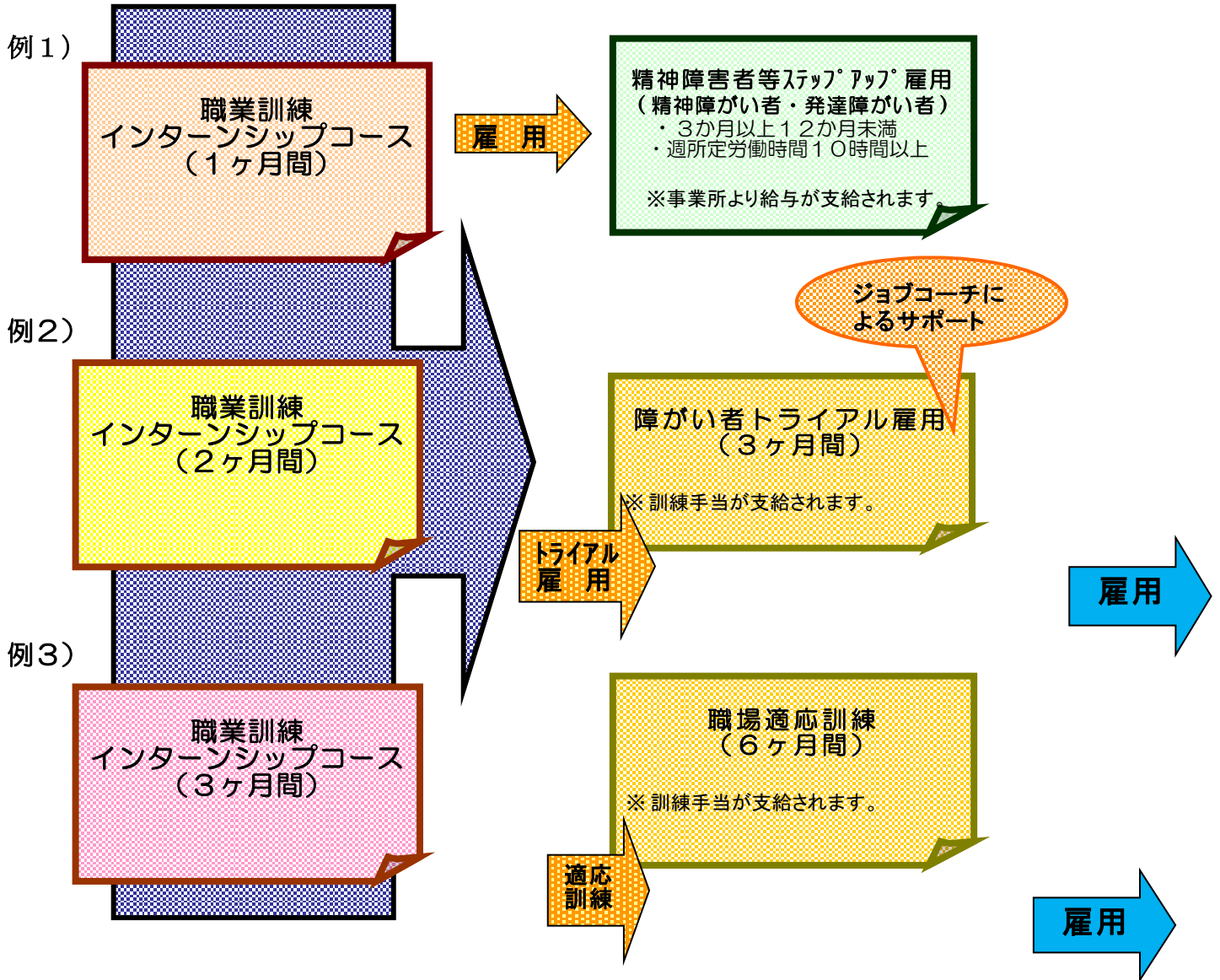


障がい者雇用支援制度について

インターンシップによる職業訓練では、他の支援・助成制度との組み合わせが可能です。下の組み合わせ例を参考にご検討下さい。



- 訓練時間について  
訓練時間は、1ヶ月100時間以上が基準となっております。
- 雇用保険について  
雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
- 職業訓練受講給付金について  
雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

※詳しくは、求職のお申込みをしている公共職業安定所にご相談ください。

# インターンシップコース 受講生募集

障がい者向け  
職業訓練

ホームページでもご案内しております。  
※ 下記の問い合わせ先をご覧ください。

障がい者の方で、お仕事に必要な知識と技能を**実践的**に習得しようとお考えの方を対象に、**職場内**における職業訓練を実施します。

## 《募集要項》

- 開催場所 各事業所
- 実施期間 受講生に合わせ柔軟に対応できます。
- 対象者 公共職業安定所（ハローワーク）に求職申込みをしている方で、身体・知的・精神の障がいを持つ方（受講には公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦が必要です。）
- 募集期間 随時募集
- 申込方法 最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）におたずね下さい。

受講料は**無料**です。

ただし、職業訓練生災害傷害保険料（例：月1,100円）がかかります。  
また、**他の支援制度**（トライアル雇用、職場適応訓練など）との組合せも可能ですので、詳しくは最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）におたずねください。



= 問い合わせ先 =

【山形地区】山形県立山形職業能力開発専門校

〒990-2473 山形市松栄2-2-1 TEL:023-644-9227 FAX:023-644-6850  
<http://www.yamagatanoukai.jp/>

【庄内地区】山形県立庄内職業能力開発センター

〒998-0102 酒田市京田3-57-4 TEL:0234-31-2700 FAX:0234-31-2710  
<http://www.shonai-cit.ac.jp/center/index.htm>

◆山形公共職業安定所 TEL:023-684-1521  
◆酒田公共職業安定所 TEL:0234-27-3111  
◆新庄公共職業安定所 TEL:0233-22-8609  
◆村山公共職業安定所 TEL:0237-55-8609

◆米沢公共職業安定所 TEL:0238-22-8155  
◆鶴岡公共職業安定所 TEL:0235-25-2501  
◆長井公共職業安定所 TEL:0238-84-8609  
◆寒河江公共職業安定所 TEL:0237-86-4221